

令和 4 年度第二次補正予算に係る
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱, 実施要領改正案について (その 5)

令和 5 年 8 月
地 域 交 通 課

1. 概要

令和 4 年度二次補正予算における「危険なバス停対策事業」「タクシーの利便性向上事業」「鉄道からバスへの転換事業」への支援に関する規定を盛り込む旨の改正を行う。

2. 要綱構成・改正内容

- (1) 危険なバス停対策事業【要綱：附則第 2-19 条】
 - ・ 危険なバス停対策事業に係る補助対象事業、交付申請・決定、実績報告等の交付申請手続き等を規程
- (2) タクシーの利便性向上事業【要綱：附則第 20-23 条】
 - ・ タクシーの利便性向上事業に係る補助対象事業等の交付申請手続き等を規程
- (3) 鉄道からバスへの転換事業【要綱：附則第 24-28 条】
 - ・ 鉄道からバスへの転換事業に係る補助対象事業等の交付申請手続き等を規程

3. 要領構成・改正内容

- (1) 危険なバス停対策事業【附則 2.】
 - ・ 交付要綱附則第 8 条の軽微な変更について規定
- (2) タクシーの利便性向上事業【附則第 3.】
 - ・ 交付要綱附則第 2 3 条により準用することとされた軽微な変更について規定
- (3) 鉄道からバスへの転換事業【附則第 4.】
 - ・ 交付要綱附則第 2 8 条により準用することとされた軽微な変更について規定

4. 今後の改正

本改正をもって、令和 4 年度二次補正による要綱・要領改正は終了。